

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9 - 1)

《解答別紙》

以下の文章は、NIKKEI Financial 編『ESG の奔流 日本に迫る危機』（日本経済新聞出版、2022年）第4章「ESG を牛耳るインフルエンサーたち」からの抜粋である。これを読んで、別紙解答用紙に解答せよ。

問1 ESG 投資とは何か。これまでの投資と何が異なるのか。200 字以内で記述せよ。

問2 NGO や NPO が ESG 投資に強い影響力を行使することができる理由について、筆者はどのような分析をしているか。200 字以内で記述せよ。

問3 「物言う株主」のエンジン・ナンバーワンが、石油大手エクソンモービルに 3 人の取締役を送り込むことができた戦略について、筆者はどのように説明しているか。300 字以内で記述せよ。

問4 筆者は、「ESG の流れがいつの間にかアクティビストに変わった」という金融市場の声を引用している。この言葉の意味するところを、本文中の表現も参考にしながら説明したうえで、「ESG を牛耳るインフルエンサー」たちの現状に対するあなたの意見を 400 字以内で記述せよ。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-2)

《解答別紙》

ESG君臨、「武器は人材・資金」環境NGOの素顔

急速に拡大するESG投資で、強い影響力を行使するプレーヤーがいる。環境や人権の非政府組織（NGO）や非営利組織（NPO）だ。優秀な人材が独自の調査で問題のある企業をあぶりだし、株主総会などで経営陣に改善を迫る。機関投資家も頼りにしており、攻勢を受ける企業にとっては難敵ともいえる存在だ。彼らはなぜこれほどまでの存在感を誇るようになったのか。その実態を探った。

米銀大手JPモルガン・チェ이스が2020年5月に開いた株主総会は、環境や人権団体が議決権行使を左右するまでになった時代の到来を象徴した。

米NPOのアズ・ユー・ソウが、温暖化ガスの排出削減を目指す「パリ協定」に沿った行動計画の公表を求める株主提案を出した。米国最大の公的年金カルフオルニア州職員退職年金基金（カルバース）など有力な機関投資家も賛同した。結局、会社側が反対したにもかかわらず、5割近い賛成票を集めた。

アズ・ユー・ソウが設立されたのは1992年。株主の代表として直接企業と対話をする。活動資金は社会貢献活動に取り組みファミリー財団や個人の寄付でまかなわれる。

独立した立場を保つために、企業からの献金は一切受け取っていない。アンドリユー・ベハー最高経営責任者（CEO）は「企業に投資する複数の株主や彼らの財務アドバイザーも含めて連携している」と語る。他の株主との共働態勢を取ることで賛成票を積み増す。投資家と築く強いパイプは、自ら

の主張を企業に突きつけるうえで有力な武器になる。PwCあらた監査法人の田原英俊パートナーは「NGOにとって企業に対して投資家が持つ影響力を活用しながら社会を変えることができるのは効率的。投資家にとってもNGOの知見は有用でウィンウィンの関係ができていく」と語る。

ESG投資の世界で存在感を持つのは、グローバルに拠点を構える国際NGOだ。環境関連ではスイスの世界自然保護基金（WWF）やオランダのグリーンピース・インターナショナル、米レイنفォレスト・アクション・ネットワーク、人権関連では世界の活動人数が1000万人以上に上るアムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）などが有力な団体として知られている。

温暖化対策ランキング、投資家が注目

機関投資家は自己資本利益率（ROE）といった企業の収益性や、社外取締役の構成など企業統治（コーポレートガバナンス）に厳しい監視の視線を送ってきた。ただ、急速に台頭するESGの分野では企業を評価するだけの専門家を組織の内部で十分に確保できていない。そこで頼るようになったのが環境や人権の保護活動に長く関わり、情報収集や深い専門知識を持つ国際的なNGOだった。

機関投資家から頼られるのは、NGO側の洗練度合いが増しているからでもある。高崎経済大学の水口剛教授は、NGOは「財務諸表に表れない企業の問題点を示す能力に優れている」と評価する。

例えば、世界100カ国以上で活動する環境保全団体WWFは世界全体で

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-3)

《解答別紙》

7000人もの職員を抱える。一般にイメージされているように、生き物の生息状況などを調査しているだけではない。環境問題が生じやすい地域で事業を展開するグローバル企業のサプライチェーンなどを調べる職員も抱える。環境問題に対する企業の取り組みを、同じ物差しで一律に評価する「企業の温暖化対策ランキング」のレポートは投資家が重視している。「投資家からはレポート内の数値評価だけではなく、各企業の具体的な課題や企業と対話する際のポイントを知りたいといった問い合わせをもらう」(WWFジャパンの東海貞義事務局長)。WWFは企業とエンゲージメントを行う担当者も置いているため、企業の実態をよく理解しているとの信頼を投資家から得ているようだ。

アズ・ユー・ソウはCEOの報酬や食品業界が抱えるサプライチェーンのリスクなど幅広い調査レポートを無料で公表している。第一生命保険の銭谷

美幸・運用企画部フェローは「目ごろからアムネスティやHRWなどNGOが出す情報に目を通している」と話す。

NGOが誇る豊富な資金力

こうした調査を可能にしているのが優秀な人材だ。NGOには環境学などの博士課程を修了した専門家が多数。欧米では給与も高く、就職先としても人気を集めている。

例えば米国の代表する経営学修士(MBA)コースであるハーバード・ビジネス・スクールは、卒業生のうち4%が卒業後の進路にNGOやNPOを選んでいる。基本給は約10万ドル(約1100万円)程度という。そもそも米国では貧富の格差などで社会問題に関心を持つ若者が増えており、NGOなどを進路に選ぶ動機が働きやすい。

環境や人権のNGOが徹底した調査活動や優秀な人材を獲得できる背景には、豊富な資金力もある。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは200以上の国や地域で1000万人以上の人が活動に参加している。この巨大組織を支えるのが、200万人以上の個人による募金だ。その規模は年間で3億ユーロ(約380億円)を超える。

HRWが過去に米著名投資家のジョージ・ソロス氏から1億ドルの寄付を受けるなど、富裕層からの資金提供が活動原資になるケースもある。NGOの活動資金の多くは個人や財団の寄付、政府の助成金で構成されるが、政府や企業の献金を受け入れるかどうかはNGOによって異なる。グリーンピース・インターナショナルやアムネスティ・インターナショナルは政府や企業から資金を得ることを禁じたり制限したりしており、独立した立場で物言う

基本姿勢を堅持している。

NGO同士がネットを通じて連携を強めていることが、ESG投資の分野での存在感を高めている面もある。森林破壊や強制労働が起きている実態を現地のNGOがウェブサイトやSNSで取り上げると、それに国際NGOが反応してグローバルな場で問題提起する一連の流れがある。

世界中のNGOの活動を把握するSIGWATCHのように、NGOの声を集めて世の中に問題を訴える団体も存在する。SIGWATCHはNGOがネット上で展開する主張をリアルタイムかつ多言語で収集し、海洋プラスチック問題が指摘されている企業などについて1日30本程度の報告書をまとめている。

昨今はNGOが日用品や化粧品メーカーに対して、商品に「森林破壊抑制」や「動物実験は実施しない」といったラベルを貼り、環境や社会に配慮していることが一目で分かるような表示をすべきだという圧力をかけている

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号

氏 名

(9-8)

《解答別紙》

という。ロバート・ブラッド・マネーディング・ディレクターは「実際に消費者はこうしたラベルがついた商品を好んで買う傾向があるため、日本企業がNGOの要求を把握していないと海外において製品競争力で劣ってしまう」と懸念を示す。

環境や人権のNGOの台頭は、企業に早急な対応を迫る。NPO法人、気候ネットワーク（京都府）は2020年、みずほフィナンシャルグループに気候変動対策を求める株主提案を提出した。20年6月の株主総会では、北欧の年金基金など海外投資家にとどまらず、野村アセットマネジメントやニッセイアセットマネジメントなど国内運用大手も賛同し、日本で初めて出された気候関連の株主提案に3割もの賛成票が集まった。

環境NGOへの適切な対応策とは

情報が瞬時に伝達されるネットの特性もあり、NGOが打つキャンペーンが瞬く間に大きなうねりになるケースは少なくない。企業にとってはいたいたずらにもなく、突然のように問題を突きつけられることになる。

企業も平時からNGOの動向を丁寧にフォローする必要がある。これは論をまたない。NGOが取り上げる問題に関する可能性がわずかでもあるなら、「リスク管理の観点からも早めにやりとりをすることが非常に大事」（担保ジャパンの関正雄CSR室主席顧問シニアアドバイザー）になっている。

メガバンクはNGOと定期的に接触している。三井住友銀行は3、4カ月に1度、主要な環境NGOやNPOの数団体と意見交換する場を設けている。20年春に改定した融資などに関する事業別方針にもNGOの指摘を一部反映した。事業別方針の対象に新たに「石油・ガス」や「水力発電」などを加

え、前年度の5項目から9項目に増やした。三菱UFJフィナンシャル・グループも四半期に1度のペースで環境NGOなどと目指すべき方向性について意見交換している。

SIGWATCCHのブラッド氏は日本企業の今後の課題を聞いたところ、「人権や環境面でのサプライチェーン管理」との答えが返ってきた。NGOの批判にさらされやすいアパレルメーカーだけでなく、昨今は中国・新疆ウイグル自治区の強制労働問題などで電子部品メーカーへの圧力も高まっている。

世界のNGOなど400以上の団体が連携して企業に圧力をかけており、ヒューマンライツ・ナウが日本企業の対応が不十分だとして懸念を表明している。海外の機関投資家団体はイグル問題における企業との対話を呼びかけている。ソニーグループやTDKなどは強制労働を行っている企業と取引

がある可能性が指摘され第三者による調査に乗り出した。

ESG投資のさらなる普及は、環境や人権NGOの株主提案などが一段と増えていくことを意味する。企業側はNGOの動きをつぶさに観察して、問題の芽をいち早く摘む機敏さがないと足をすくわれかねない。その生態系をめぐる正しい理解は、金融機関や事業会社の経営の要諦ともいえる時代になっている。

巨人エクソン倒した物言う株主、ETFで描く未来

2021年の米株主総会シーズンが終わった。運用機関の議決権行使担当者らは2021年の総括に追われている。話題の中心は米新興アクティビスト

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-5)

《解答別紙》

(物言う株主)、エンジン・ナンバーワンだ。エクソンモービルの総会で過半数の賛同を集め、3人の取締役を送り込むことに成功した。同社は「エクソンの次」をにらんで動き始めている。

波乱のエクソン株主総会から約1カ月。エンジンには世界中の機関投資家から問い合わせが相次ぐ。少数銘柄に集中投資を行う主力ファンド「アクティブ・エンゲージメント戦略」は現在、自己資金のみで運用している。事情に詳しい関係者によると、年内にも外部の投資家から資金を募る計画だ。

エンジンは米ヘッジファンド業界のベテラン、クリス・ジェームス氏が私財を投じて創業した。投資を通じて社会問題の解決を目指す「インパクト投資」を専門とする。米西海岸のサンフランシスコに本社を構え、社名はオフィス近くにある消防署の名称からとった。設立当初の運用総額は2億4000万ドル(約260億円)。エクソンに投じた金額は約5000万ドルで、

保有比率は発行済み株式数の0.02%にすぎなかったとされる。

立役者は有カクティブリスト出身

エネルギー業界の巨人エクソンに挑み、番狂わせを演じたエンジン。ウォール街の新たな「ダビデとゴリアテ」物語は、いかにして作られたのか。立役者の1人は有カクティブリスト、米ジャナ・パートナーズからエンジンに参画したチャリー・ヘナード氏だ。「アクティブ・エンゲージメント戦略」の責任者を務めている。

ジャナは伝統的なアクティブリスト戦略を柱とする投資会社だ。17年には高級食料品店ホールフーズ・マーケットの株主として、経営陣の刷新を迫った。最終的にアマゾン・ドット・コムが同社を買収し、ジャナは約3億ドルの利益を上げたと報じられた。ホールフーズ創業者のジョン・マッキー氏は当時、

地元誌のインタビューでジャナについて「強欲で嫌なヤツ」と述べた。

ヘナード氏はジャナに05年から参加し、キャリアを積んだ。資本配分の見直し、M&A(合併・買収)や非中核事業のスピンオフ(切り出し)要求……、アクティブリストとして短期的な利益を追求してきたヘナード氏に18年、転機が訪れる。運用資産額で全米2位の公的年金、カリフォルニア州教職員退職年金基金(カルスターズ)と組んだアップルに対するキャンペーンだ。

ジャナとカルスターズは18年1月、アップルに対し、親が子供のスマートフォン利用を制限できるソフトの開発を求めた。当時、若者が長時間スマホを手放せなくなる「スマホ中毒」が社会問題になっていた。アップルがこの問題を放置すると、評判の悪化を招き、株価にも悪影響が出ると訴えた。

当時、カルスターズにアイデアを持ち込んだのがヘナード氏だった。「年金受給者であるカリフォルニア州の教師たちは電子機器の影響を身近で見てい

た。ジャナにとってカルスターズは理想のパートナーだったと思う。カルスターズのポートフォリオ・マネジャー、アイーシャ・マスタニ氏はこう振り返る。アップルは18年6月、スマホ中毒対策を公表した。

培った手法、「長期的問題の解決に」

アップルの事例はESGアクティビズムの先駆けとして広く知られるようになった。ヘナード氏は「Business」の取材に対し「(ジャナ時代の活動を)通じて」株主アクティビズムの手法を長期的な問題の解決に使えるのではないかと考えるようになった」と述べた。

エンジン創業者のジェームス氏は19年、ジャナのヘナード氏に連絡をとった。株主の立場で企業に変革を迫れる人物を探していたからだ。ヘナード氏の関心とエンジンの戦略はほぼ一致していた。全米で新型コロナウイルスの感染が

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-8)

《解答別紙》

広がった20年春、ヘナリー氏はジャナを離れ、無名の投資会社へ移籍した。

エンジンは20年12月、エクソンに対し、4人の取締役選任を求めるキャンペーンを始めた。エクソンを最初のターゲットにするアイデアはヘナリー氏の発案だった。米公的年金がエクソンの気候変動対策に強烈な不満を持っていると知っていたからだ。カルスタースはいち早く「エンジン支持」を表明した。

キャンペーンの成否を決めるのはブラックロックやバンガード・グループ、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズといったハッシュ主体の大手運用会社の投票だ。米調査会社ファクトセットのデータによると上位3社のエクソン株保有比率は発行済み株式数の20%を超えていた。

大手運用会社が気候変動関連の株主提案に賛成する例はまだ少ない。調査会社モニングスターは気候変動リスクの開示を求める株主提案に絞って、

各社の対応を集計した。バンガードの賛成比率は20年実績で36%、最大手のブラックロックは同14%にすぎない。経営に大きな影響を及ぼす「取締役の派遣」については、賛成へのハードルがさらに上がる。

対エクソン、企業価値に焦点

エンジンのキャンペーンは幅広い機関投資家から賛同を得ることを強く意識していた。気候変動問題を巡ってイデオロギー対決になるのを避けつつ、対策の遅れが企業価値の毀損につながると訴えた。

これまでも環境系アクティビストが株主提案を出してきた。ただ主義・主張が前面に表れたものも少なくない。一部の保守層はこうした運動を「価値観の押しつけ」と反発する。幅広い投資家から支持を得にくいゆえんだ。

エクソンは企業価値を少なくとも1750億ドル毀損させた――。エンジンが公表した約80ページに及ぶ説明資料には、ヘナリー氏がジャナで培った株主アクティビズムのノウハウが詰まっていた。エクソンの財務に光を当て、資本配分の課題を列挙し、株主バフォーマンスが同業他社に比べて劣っていることを示した。

エクソンの取締役会メンバーについても詳細に分析した。エネルギー業界の知見や事業変革の実績が少ないと指摘。エンジン側の候補者には米石油精製会社の元トップや、再生可能エネルギー事業を手がけた欧州企業幹部などが並んだ。環境団体出身者などイデオロギー色の強い人材は候補者に入っていないかった。

エンジンとエクソンの委任状争奪戦は激しさを増した。エンジン側は総会当日までに約100の機関投資家と面談。「候補者の話を直接聞いてエクソン取締役会のスキルアップになると判断した」。米運用会社ヌビーンの責任投資担当者、ピーター・レアリー氏は賛成票を投じた理由をこう明かす。最終的にブラックロックなどハッシュ大手3社も賛成に回り、歴史的な勝利につながった。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-7)

《解答別紙》

議決権行使者のETF、「VOTE」上場

エンジンは対エクソン勝利を追い風に事業基盤の確立に乗り出した。一つは「アクティブ・エンゲージメント戦略」への外部資金導入。もうひとつが上場投資信託（ETF）事業の立ち上げだ。6月下旬、ニューヨーク市場に上場させた米関係ETFのティッカーシンボルは「VOTE（投票）」。運用資産残高は7月2日時点で1億2000万ドルとなった。

ETF「VOTE」の構成銘柄は時価総額の大きい米企業約500社で、一般的な指数連動ファンドとあまり変わらない。売り物は積極的な議決権行使だ。対話やキャンペーンを通じて企業に変化を促す。ミレニアル世代のように社会問題に敏感な層をひき付けたい考えだ。運用報酬も年0・05%に抑えた。

社会変革という高い理想を掲げ続けるには、安定した収益基盤が欠かせない。ロイター通信はエンジンが対エクソン戦に1250万ドルを費やしたと報じた。想定に比べて抑えられたとはいえ、新興ファンドにとって負担は重い。一般的な株主アクティビズムと異なり、短期的な株価上昇は期待しづらく、出資者の理解も必要になる。

対エクソン勝利の効果は大きい。年金や運用会社を味方につける実力を世間に示し、企業側はエンジンを無視しづらくなったはずだ。企業への働きかけで着実に成果を出し、継続的にマネーをひきつける――。機関投資家向けファンドとETF事業でこの好循環を確立できれば、ビジネスとしての持続可能性は高まる。

エンジンの最高執行責任者、デービッド・スウィフト氏は資金調達計画についてコメントを控えた。一方、企業への働きかけについて「必要であれば委

任状争奪戦に持ち込むが、大半の企業は株主にとって望ましい結果になるよう、建設的な取り組みをしてくれるだろう」と自信を示す。エンジンの挑戦はESGアクティビズムの将来をも左右する。

「Climate activism」が変えるM&Aのルール

「ESGの流れがいつの間にかアクティビストに変わった」。企業に脱炭素や社会貢献を迫るマネーの力に対し、金融市場からはこんな声が漏れ伝わるようになってきた。徐々に脱炭素目標を掲げた政府に先行して企業に開示や脱炭素への取り組み強化を求めてきた投資マネーは、産業のハブである金融機関にも容赦なく厳格な対応を迫る。「Climate activism」の様相を呈してき

た。

「声をあげ続けてください」――。ベトナムの石炭火力発電事業「フンアン2」。21年の年初に公開された日本・韓国・ベトナムの若者が事業計画の停止を求める映像がネット上で拡散し続けている。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリ氏も声援を送る。

こうした草の根の脱炭素運動の矛先は、企業や事業に投融資する金融機関に向きつつある。映像ではメガバンクなど日本の金融機関を名指しし、「融資をやめてください」と訴えている。

21年夏、日欧米著名企業の幹部クラスがオンラインでつながった。世界経済フォーラム（WEF）の国際ビジネス評議会（IBC）、通称「夏のダボス」だ。国際企業のリーダーらが取り上げた議題の一つが「Climate activism」だった。脱炭素などESG関連の要求は激しくなるばかり。先進

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-8)

《解答別紙》

的な取り組みで知られる欧州名門企業の経営幹部から意外な感想がこぼれた。「少し、いき過ぎだ」。

上場企業の経営陣の脳裏にあるのは21年5月に起きたエクソンモービルの「歴史的な敗北」(米紙)だ。環境問題への取り組みをおろそかにしているとして、ヘッジファンドのエンジン・ナンバーワンがエクソンモービルに対して取締役を推薦。エクソン株をわずか0.02%保有する小さな存在だったにもかかわらず巨人エクソンのボードシートを3席も手にした。

エクソンモービルのダレン・ウッズ最高経営責任者(CEO)は環境派の取締役を3人受け入れた。

なぜこうした事態が起きたのか。「ESG」はまず、産業界に先行して運用業界で取り入れる姿勢が鮮明になった。ESGへの取り組みをアピールする姿勢が年金や政府系ファンド(SWF)から運用資金を預けてもらうのに

必須だったからだ。

エンジン・ナンバーワンによる取締役の人事案に対し、議決権行使助言会社大手のISSやグラスルイスは数人ずつ賛成するよう推奨した。さらに大手運用会社であるブラックロックやステート・ストリート、バンガードといった国際金融市場の中核の面々も賛成票を投じた。「社会的な活動に投資マネーが相まってものすごい力を発揮している」。米系投資銀行のバンカーは舌を巻く。

増える提案可決件数

こうした潮流のもと、米国では年を追うごとに「E」や「S」に関係した株主提案が可決される件数が増えている。アクティビスト・インサイトによると、環境関連の株主提案は21年は6月までで、すでに20年の2倍の件数が増えている。

とくにパッシブ投資家がESG関連の議案に賛成する傾向が鮮明だ。ブラックロックは21年で75%の環境関連の議案に賛成票を投じており、20年(約18%)から急増した。

金融機関も炭素から距離を置く姿勢を強めている。8月に豪石油ガス大手ウッドサイド・ベトロリアムが英炭素資源大手BHPグループから石油・ガス事業の買収を決めた。譲渡事業の価値はおおよそ130億ドル(約1.4兆円)で、全額株式での買収となった。

「エネルギー事業の買収に融資が手控えられた可能性がある」と外資系バンカーは解説していた。石炭火力での発電を続ける日本の電力会社に対し、すでに欧米系の証券会社が社債発行業務を手掛ける傾向もあるという。

排出量で取捨選択

「売った方がいいですかね?」「この事業は売れますかね?」。国内の投資銀行にも、事業会社から新しいタイプの相談が増えてきた。悩みの種は石炭権益などに代表される「炭素関連資産」だ。「炭素関連資産は売れるのか」という懸念がある。

いう事業会社からの問いの裏側には、「果たして引き取り手がいるのか」という懸念がある。

住友商事は8月、オーストラリアに持つ石炭権益をスイスの資源商社グレノコアに売却すると決めたがグレノコアは同権益の残りを保有するパートナー。世界中の企業が炭素素に向かう中、買い手は多くない。

しかし、ある外資系バンカーは売れるのかとの問いに対して「YES」と回答する。なぜか。意外な買い手の存在を知っているからだ。不良債権投資の本来本元、サーベラス・キャピタル・マネジメントだ。引き取り手がいらないような温暖化ガスを大量に排出する事業、いわゆる「座礁資産」を買い取るという打診に動いているとあるバンカーは明かす。

温暖化ガスの排出が事業価値に影響を与える現象は実際に起きている。例えば、日立製作所は数年にわたって日立建機の持ち分売却を検討してきたが、足元で資本構成の再構築にむけた検討が始まっている。かねて日立建機の取得に意欲を示していた複数の投資ファンドも、投資環

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9-9)

《解答別紙》

境の変化を考慮している節がある。鉱山を削り、金属資源を発掘するために建機が使われると、サプライチェーンの排出量算定における、いわゆる「スコープ3」の領域で温暖化ガスが増えるためだ。

同じショベルカーでも、農機として使われれば脱炭素目標への影響は限られるが、「炭素排出量につきまとう資源関連の価値評価は従来と違った目錄が求められるようになった」と投資ファンドの幹部は悩ましかだ。

日立製作所は上場子会社の整理見直しの中で、日立金属を4月にペイックヤビタルが主導する投資グループに売却することを決めた。一方、約1兆円を投じた米IT企業のグローバルロジックの買収は7月に完了した。一連の取引で、日立のグループでみた温暖化ガス排出量は半減するという。

今後は、こうした温暖化ガスの排出量も事業資産の取捨選択を進める上で重要な要素になりそうだ。投資ファンドやバンカーたちの提案も、単なるキャッシュフローの価値計算だけでは顧客企業を満足させられなくなっている。

ESG、投資銀行の真ん中に

「2年前には無かったことだが、ESG要素をM&A（合併・買収）の取引金額に反映させるようになってきている」。ESG分野を専門に手掛けてきた米プライベートのグリーンテック・キャピタルの創業者ジェフ・マクダモット氏は語っている。

グリーンテックは野村が19年に買収を決め、マクダモット氏は10月1日付で野村のインベストメント・バンキング・グローバル共同ヘッドに就いた。ESGが投資銀行のど真ん中のキーワードになると感じ取った戦略的な人事だ。

グローバルな投資ファンドもESGを巡る取り組みを強化している。米KKRは5月、ESGのコンサルティング会社ERMグループを傘下に入れた。時流に合ったサービス需要の拡大を見込むだけでなく、そのほかの一般の投資案件についてもESG的な側面の価値算定をサポートする役割を担うとみられる。

英CVCキャピタル・パートナーズも1月にサプライチェーンでの持続可

能性を高めるツールを提供するエコバデイスに2億ドルを投資。米ブラックスストーンは21年以降の新規投資先について温暖化ガスの排出量を15%減らす支援をするとう表明している。

2021年の株主総会の直前にエクソンモービルの新しいボードメンバーに迎え入れられていたジェフリー・アッペン氏。同氏はそもそもアクティビストとして著名なヘッジファンド、バリュート・キャピタル・マネジメントの創業メンバーだったが20年に離れた。アッペン氏は自ら再び環境や社会性を追求するファンドを立ち上げていた。

株主アクティビズムは従来、株主還元を迫り、時には事業売却を求め、利益の最大化へ圧力をかけてきた。ただし、こうした手法は、少なくとも米市場ではやり尽くした感がありターゲットが少なくなってきた。そこで標的を「G」から「E」と「S」に移し、新たな収益の源泉を求めるようになってきたという構図だ。

「脱炭素」がキーワードとして登場し、ESGへの対応に手をこまねいていると株主提案が飛んできて、バツシフマネーがそれを支持するという新たな潮流。M&Aを巡るルールも変わりつつある。そして日本企業はもうじき、9月末の株主名簿を目にすることになる。非政府組織（NGO）の名前が並んでいると要注意だ。株主提案権の行使には6カ月前からの株式保有が要件だからだ。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(7 - 1)

《解答別紙》

2 頁以下の文章は、小塚 莊一郎『A I の時代と法』（2019 年・岩波新書）の抜粋（第 6 章 法の前提と限界）である。これを読んで、以下の問題に解答しなさい。

【問題 1】

自動販売機と「スマート冷蔵庫」とでは契約における意思はどのように異なるか、250 字以内で説明しなさい。

【問題 2】

「サイズの合わない既製服」という表現は 2 つの事柄のたとえとして用いられているが、それは何か、併せて 200 字以内で説明しなさい。

【問題 3】

E U で高度な A I を「電子人」とする制度を導入することに筆者が懐疑的なのはなぜか、300 字以内で説明しなさい。

【問題 4】

筆者は、日本企業のコーポレートガバナンスの特徴を参考にして、A I 時代のガバナンスのあり方についてどのように主張しているか、600 字以内で要約しなさい。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____
氏 名 _____

(7 - 2)

《 解答別紙 》

第6章 法的前提と限界

たしかに、機械の動作によって契約が成立するという意味では、自動販売機も同じであるように見える。しかし、自動販売機の場合、言葉で意思表示を行わないというだけで、何を買いたいかという判断が、人間によって自律的に行われていることは明らかである。また、その買いたいという意思表示は、ボタンを押すという操作によって、明らかに人間の意思にもとづいて行われている。機械化されている部分は、商品を買いたいという意思を実現するプロセスだけである。これに対して「スマート冷蔵庫」の事例では、判断の過程自体がデジタル化され

201

第6章 法的前提と限界

は、日常生活的な場面で、判断や選択そのものが機械による判断へと置き換えられていくとすれば、抽象的な同意があるといっても、そこには、人間による自律的な判断という要素が欠けている。これは、従来、当然のように考えられてきた「法」の前提が崩れつつあるという事実を示しているのである。

203

1 スマートコントラクトと近代法

自動販売機は「スマート」か
科学技術の発展によって新しい状況が出現したとき、専門家の中には、「それに適合した新しい枠組が必要だ」と言い出す人と、「これまでも似たような状況はあった」と主張する人が、常に現れる。AIなどのデジタル技術に関して、ときに聞かれる議論は、「人間が開与しないまま契約が締結されるスマートコントラクトは、自動販売機とどこが違うのか」というものである。
スマートコントラクトとは、一定の条件が満たされた場合に、自動的に取引を実行するプログラムを言う。第4章で説明したブロックチェーンは、スマートコントラクトのプラットフォームとして利用することができる。ビットコインの場合は、「仮想通貨による支払い」という取引をブロックチェーン上で実行しているが、そこで実行される取引を「施設の利用権の取引」や「不動産に対する権利の取引」などに置き換えれば、スマートコントラクトになる。実際に、イーサリアムというブロックチェーンのプラットフォームは、このようなスマートコン

200

「法律」と「法」
「法」の前提とは、どういう意味か。実は、「法」というものは、一定の社会的な仕組みを前提としている。
一般的には、「法」と「法律」は同じ意味だと考えられていることが多いが、実は、そのような理解は正確ではない。本書では意識的に、「法律」という表現を限られた場面だけに使い、

202

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		A 一般	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(7 - 3)

《 解答別紙 》

第6章 法の前提と限界

ルールとなっていることを知ったが、欧米列強は、近代的な法制度を備えた国家でなければ万国公法の担い手となる主権国家とは認められないという姿勢を貫き、開国に際して、日本に入つた西洋人に対しては本国の領事裁判権を持つことを日本側に承認させた。これを規定した条約が、いわゆる不平等条約である。そこで、明治日本は、この不平等条約を改正するために、近代的な法制度を取り入れることになった。もちろん、急速に欧米から学んだ近代国家の制度は、政治や経済のすべての面に及び、法だけではなかったが、基本的な目標が不平等条約の改正であつた以上、明治政府にとって、法の近代化は常に優先度の高い課題であつた。そのため、一方では、フランスのボワソナードやドイツのロエスレル(リースル)といった法学教授を「お雇い外国人」として日本に招きつづ、日本の優秀な若者をヨーロッパの大学に送り出し、法学を修めさせた。明治日本の期待を背負つて送り出された若者のモチベーションがきわめて高かつたことは、よく知られている。後に民法を起草することになる梅謙次郎は、そうした若者の一人としてフランスのリヨン大学に国費留学したのであるが、満点という超人的な成績で博士号を取得し、教授陣を驚かせたというのである。

そのようにして日本に取り入れられた近代法は、表面的には、近代に成立した主権国家を支える制度であつた。一七世紀に、三十年戦争を終結させたウエストファリア条約によって、そ

第6章 法の前提と限界

サイエンスの合わない既製品

このように、明治日本が取り入れた近代西洋法は、主権国家が制定した法律という表面の下に、古代ローマにさかのぼる歴史的な前提が存在するという二重構造を持っていた。歴史的な前提の部分は、その時々々の政治権力によって、恣意的に変えてしまふわけにはいかない。その意味で、近代法、特に民法は、議会が制定した「法律」であるだけではなく、社会の構成原理としての意味を持つてきたのである。このことが、近代法を受容した日本を、その後、長い期間にわたつて悩ませることになる。表面的にフランスやドイツの民法と同じような民法を作

り、欧米諸国と同じような裁判制度を導入することはできたとしても、法の根底にある古代ローマ以来のヨーロッパの歴史や、そうした歴史をふまえた社会の構成原理は、日本にとつては異質なものであつたからである。民法の制定から一世紀を経た一九九〇年代になつても、ある日

のである。

もっとも、最近では、このような前提自体が、世界的にも変化しつつある。一九九〇年代に、それまでの東西冷戦の時代が終わり、共産主義や社会主義的な民族主義の体制をとつてきた国の多くが、市場経済へと移行した。その過程で、法制度が市場経済を発展させるためのツールとして位置づけられるようになったのである。市場経済への体制移行は、二〇〇〇年前後には一段落したが、法制度が政策ツールとして見られるという状況は変わらなかった。むしろ、法制度の効率性が経済成長を促す要因の一つであるという分析が、世界銀行などのエコノミストを中心に強く主張され、契約法や担保法、会社法などが効率性の観点から評価されるようになった。世界銀行が毎年公表する「Doing Business」という資料の中では、各国の法制度が経済活動に対する効果について指標化され、ランキングの形式で比較されている。

明治日本が学んだ近代法

ここで、日本が西洋近代法に出会つた歴史を、簡単に振り返つておこう。徳川幕府が統治して

れぞれの国家が主権を認められ、主権国家が並立することで国際関係が成立するという「ウェストファリア体制」が確立する。そのようにして成立したヨーロッパの主権国家は、近代への歩みの中で議会制度を整え、国の基本となる法律を議会で制定するという国家体制をとるようになった。このような近代国家の典型となつた国はフランスである。フランスでは、ナポレオンの統治の下で、民法典をはじめとする基本法典の編纂が行われ、最終的には議会によつて採択、制定された。フランスの民法典は、その時点でまだ統一国家すら存在していなかつたドイツに大きな影響を与え、ドイツの一部の領邦では、そのままドイツ語に翻訳されて適用された。近代日本が民法を編纂する際にも、梅謙次郎が学んで帰つたフランス民法典が、フランス民法の影響下で編纂されつづつたドイツ民法典とともに、モデルとして参照された。

しかし、ナポレオンの時代に編纂された民法典は、まったくの白紙から作られたわけではなく、民法の歴史的な起源はローマ法にある。共和政時代の古代ローマで、裁判の事例を通じて形づくられていった法のルールが、帝政ローマの時代に体系化され、ローマ帝国がいつたん滅亡した後の五世紀ごろ、東ローマ帝国(ビザンチン帝国)のユスティニアヌス帝の時代に、「ローマ法大全」としてまとめられたと言われる。そのローマ法が、中世ドイツでは神聖ローマ帝国によつて受容され、また中世のフランスでは、地域的に法として取り入れられていった。そう

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(7 - 4)

《解答別紙》

第6章 法的前提と限界

欧州議会の「ロボット法」提案

デジタル技術の発展が、「法」の前提自体を揺り撼れつつあるとき、一つの対応方法として、「法」の体系を修正することが考えられる。実は、ヨーロッパでは、そのような動きの兆しもみられる。

議論の発端としては、欧州議会の中に、ロボット技術の発展について関心を持った議員グループがあったようである。EUの法令には、「レギュレーション（規則）」と「ディレクティブ（指令）」という二つの形態があることは第2章で触れたが、欧州議会は、欧州理事会と共同でこれらの法令を採択する立法機関である。細かく言えば、EUにはこの手続とは違った特別の立法手続もある。二〇一六年に、この欧州議会の中の議員グループのために報告書が作られたが、それを見ると、ロボットに独立の人格を与えるなどの制度を整備することが望ましく、その場合には、SF作家のアイザック・アシモフが提示した「ロボットの法」を適用することなどが検討されるべきだという意見があると書かれている。

アシモフの「ロボットの法」とは、「われはロボット」というSF小説の中で書かれているもので、次の三か条からなる。

209

第6章 法的前提と限界

「電子人」立法が実現した場合

現在、各国の法制度の下で「主体」としての地位を持つ存在は、人間・法律学では「自然人」

211

本企業の法務部長経験者は、近代法は、日本の実務家にとって「サイズの合わない既製服のようなもの」だと表現した。

近代ヨーロッパで、民法が社会の構成原理であると言われるとき、その最も基本的前提は、自律的な個人であったと言える。日本が明治時代に取り入れた近代法は、一八世紀から一九世紀のヨーロッパでその基本形が作られていったものであるが、身分社会から解放された個人を単位として組み立てられている。個人は、基本的に、自分自身の利害や置かれた状況を十分に把握し、自分の判断にもとづいて行動を選択する。つまり、第4章で使った言葉で言えば、「自律的な個人」であつたわけである。このテーマは、二〇世紀に入り、近代から現代へと移行した社会の現実に合わせて修正されながら、維持されてきた。

ところが、現在、開発が進められているAIその他のデジタル技術は、まさに人間の自律的な判断という部分を、データにもとづく機械的判断に置き換えていく。デジタル技術の側からみれば、個人の意思と判断に常に立ち戻ることを要求する「法」の体系は、「サイズの合わない既製服」なのである。本書が記述しようとした問題は、この「サイズが合わない」ために感じられる気持ちの悪さであつたと言えるかもしれない。

208

第一条 ロボットは、人間を傷つけ、又は不作為によつて人間が傷つく結果を生じさせてはならない。

第二条 ロボットは、人間が与えた命令に従わなければならない。ただし、その命令が第一条に反する場合はこの限りではない。

第三条 ロボットは、第一条及び第二条に反しない限りにおいて、自己の存在を守らなければならない。

ロボットの時代が到来したのでロボットに独立の人格を与える制度が必要だという議論は、やや素朴な誤解にもとづくものであつたように思われる。ロボットといっても、現在、実用化に向けて開発が進められているものは、SF小説に書かれているような、人間の形をして、頭や手足を持つものとは限らない。介護サービスのためのロボットといつても、被介護者をサポートする器具あるいは装置にすぎない。投資判断をする「ロボット」の実態も、単なるコンピュータ端末であるか、汎用のパソコン上で運用されるコンピュータ・プログラムである。議論が進められるうちに、人間に似た形態をしているものは「人間」として扱うべきだといった単純な考え方は、さすがに消えていった。

210

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(7 - 5)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

仮にそうだったとしても、制度はうまく機能しないであろう。その理由は、日本やアメリカなど、他の主要国がこの考え方に消極的だからである。会社などの「法人」の場合も、どのような条件を満たしていれば独立の主体として受け入れられるかという問題は、法律上の決めであり、国境を越えたと、それが相手国でも認められるかどうかという問題になる。日本の場合は、民法の中で、「国、国の行政区画及び外国会社」だけが認められると規定されている（民法三五条）。つまり、EUが域内で「電子人」の制度を設けても、それが「外国会社」ではない以上（もちろん、国や州などの行政区画でもない）、日本では認められないのである。

ところが、AIシステムは、優れていなければならない。国境を越えて輸出される。特に、「モノ」ではなくサービスとして提供されるシステムは、ネットワークを介して世界中で利用されることを目指すであろう。そのような中、EUだけで独自の「電子人」制度を導入しても、効果はほとんど期待できない。むしろ、無過失責任や保険の義務づけなどの制度が負担になり、EU域内の企業にとっては、他国と比較した競争条件が不利になるというデメリットだけが生まれるという可能性が高い。

高度なAIに「電子人」としての法人格を与えてみて、社会を構成する個人の自律的な判断が機械AIによって置き換えられていくこと自体には阻止めがかけられない。問題は、日

213

と呼ばれると、会社などの「法人」である。「法人」(法人格)は、法的には自然人(natural person)と同じように扱われるが、物理的な肉体や手足を持っていないわけではなく、完全に概念上の存在である。それが許されるのであれば、高度なAIを、概念上の主体として扱われる「電子人」(electronic person)とみなす制度があつておかしくはない。この「電子人」については、自己が引き起こす損害に対しては過失の有無を問題とすることなく賠償責任を負うという無過失責任の制度が必要だとする考え方も強い。さらに、その賠償責任の担保として、電子人は責任保険を義務づけられるとすれば、被害者の救済にもなりそうである。

似たような議論として、環境保護団体などが、絶滅の危機に瀕した動物などを自然人と同じ「権利の主体」と位置づけ環境訴訟を提起する事例が世界各国にあり、日本でも、アマミノクロウサギを原告とした訴訟が現実提起されている。その訴訟では、裁判所は、日本の法制度上、動物には訴訟の原告となる資格がないと述べて、訴えを却下した（鹿児島地裁平成二三年一月二二日判決）。アマミノクロウサギと機械学習により能力を高度化したAIを比較すれば、知的能力はAIの方が高いであろうから、AIを「電子人」とする考え方も荒唐無稽とは言えないなどと指摘されている。

EUは、将来、高度なAIを「電子人」とする制度を本当に導入するかもしれない。しかし、

212



図 6-1 サイモン・ディーキン教授 (提供：同教授)

「二〇二五年の崖」というショッキングな言葉を使って、二〇二五年頃までには過去のシステムが限界を迎え、それを放置していた企業は深刻な問題に直面すると警告している。ところが、二〇一九年の三月に、一橋大学で「テクノロジーの進化とリーガルイノベーション」というシンポジウムが開催された際に、イギリスのケンブリッジ大学から来日したサイモン・ディーキン教授が興味深い発言をした。ディーキン教授は、日本企業のコーポレートガバナンスについて研究してきた専門家であるが、その立場から、「日本のコーポレートガバナンスは、AIなどの開発に適性を持っているのではない」と発言したのである。

イギリスの実証研究によれば、株主の利益を過剰に強調するコーポレートガバナンスは、従業員からイノベーションのために時間と労力をかけようとする意欲を奪ってしまうため、必ずしも技術革新に適合的ではない。AIなどの開発の場合、デジタル技術がビジネスとして意味のある形で実用化されていくためには、従業員が蓄えてきた勘や経験などを言語化してデジタルに置き換えていく必要があるから（第5章で法の執行をコンピュータ化する際の

215

常生活や経済活動にデジタル技術が進出してくる中で、「法」の前提が変化しつつあるところにあるのであつて、法の体系自体を修正することでそれに対応しようとしても、意味があるようには思われない。だから、この提案は、構想倒れに終わる可能性が大いだと思う。

2 社会を守るガバナンス

日本企業とAI開発の適性

AIなどのデジタル技術に関して、日本は後れを取っているのではないかと言われることは少なくない。それは、アメリカや中国が開発競争の先頭を走り、豊富なデータをAIに学習させてシステムの高度化を進める中で、日本は、デジタル技術への投資が不十分である上にプライバシーに敏感な消費者への配慮もあつて、技術開発競争に遅れつつあるのではないかと懸念である。経済産業省に設置された「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」でも、日本企業の多くは、デジタル技術をビジネスモデルの変革へと結びつけること（それが「デジタルトランスフォーメーション(DX)」である）ができずにおり、かえって、過去に導入した情報通信(IT)システムが成長の足かせになっていると指摘された。この研究会の報告書は、

214

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(7 - 6)

《 解答別紙 》

第6章 法的前提と限界

日本の大企業のコポレートガバナンスについては、株主の利益だけを強調するのではなく、従業員や取引先、地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）にも配慮する点に特徴があると言われてきた。そのようなコポレートガバナンスは、一九八〇年代には日本経済の強みとして称賛されたが、その後は、日本経済が低迷する中で、株主利益が十分に顧みられない点に日本企業の課題があると指摘されるようになった。二〇一〇年代に入ると、海外の投資家を日本の証券市場に呼び込む目的もあり、企業価値を増大させるための「改めのコポレートガバナンス」が強調されている。過去二〇一〇年を振り返ってみると、日本のコポレートガバナ

217

課題について述べたことが思い出される、このことはとりわけ大きな問題になる。さらに、目先の株主利益を大きくしようとする企業は、新しいテクノロジーが社会に生み出す新たなリスクに対して鈍感になるおそれもある。こうしたことを考えると、株主だけではなく従業員の利害にも配慮し、さらに、社会とのつながりをも意識して経営するという日本企業のスタイルは、技術革新の時代にはむしろ適しているのではないかと、デイキン教授は論じていた。

日本のコポレートガバナンス

この発言の真意を理解するために、少し回り道をして、コポレートガバナンスについて考えておこう。「コポレートガバナンス」を抽象的に説明すれば、会社がよりよく経営されるためには、誰に、どのような位置づけを与えようかという問題であると言える。「よい」会社経営とは何を意味するのかは、それ自体が重要な論点であり、この観点から、「会社は誰のものか」という表現でコポレートガバナンスが説明されることもある。しかし、コポレートガバナンスとして議論される内容は、そうした価値観や考え方の問題ではなく、関係者が「よい」とされる行動をとるような仕組みの実現も重要な課題である。そこでいう仕組みとしては、一定の行為を義務づけたり禁止したりするルールだけではなく、一定の行為をす

216

第6章 法的前提と限界

本章の第1節で、日本が学んだ近代法の根底には、古代ローマにまでさかのぼるヨーロッパの「法」という歴史があると述べた。その特徴は、単純化して言えば、社会の中の人間関係を「Aという人がBという人に対して、XYZという権利を持つ」という形で表すところにある。これは、反対の側から見れば「BはAに対して、XYZという義務を負う」ということであり、また、「AはBに対して、XYZには含まれないWということは要求できない」という意味をも含んでいる。そのような「権利」と「義務」がいれば法の目的のよう、人（近代以降は「自律的な個人」）の間の相互関係を形成する社会こそが、法を構成原理とするヨーロッパ社会の伝統であった。

「権利」と「義務」によって人間関係を規律するためには、権利の内容が明確に書けなければならない。「AがBに対して持つ権利には、XYZが含まれ、Wは含まれない」と言えば、権利の内容は明確である。そのような前提があると、訴訟によって権利が主張された場合に裁判官は、法にもとづいて「AはBにXを請求できる」とか「BはWを求めるAの請求は認められない」といった判断をすることが可能になる。たとえば、従業員労働者を解雇する前に交渉を行う義務が存在するのであれば、従業員（労働者）の側には、交渉の実施を求める権利があり、それを法的に請求することができる。

219

NSは、株主利益を重視する方向に大きく舵を切ってきたと言える。

それでも、日本では、たとえば上場企業の経営者などにインタビューすると、株主の利益だけを考えて会社経営を行うべきではないという考え方が広く抱かれている。そして、実際に、日本企業が経営方針を大きく変えたり、工場などを縮小したりするときは、従業員や地元の関係者に対して丁寧に説明し、納得してもらおうとすることが多い。そうした丁寧な説明は、ほとんどの場合、法律によって義務づけられているわけではない。法的には義務がなくとも、ステークホルダーの理解を得て、納得してもらうことが必要であると、日本の多くの経営者は考えているわけである。

権利・義務とは別にある規範

日本のコポレートガバナンスについて、株主利益だけではなくステークホルダーの利益にも配慮するといふ先に述べた点（実際には、従業員の利益はそれほど配慮されていないのではないかと議論もある）とは別に、ここでは、法律上の義務ではなくとも、説明や納得が必要であると考えられているという点に注目したい。その理由は、ヨーロッパの歴史に由来する「法」の特徴は、人と人の関係を「権利」と「義務」によって表現するという点にあるからである。

218

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		A 一 般	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(7 - 7)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

ところが、義務ではないが、「丁寧な説明」によって「納得」してもらう必要があるという考え方は、いわば一方的な負担にすぎない。法的な義務ではないので、説明を受ける側から、「自分が納得するまで説明せよ」と求めることはできない。義務ではないにもかかわらず、説明をしなければならないという一方的に考える理由は、それが社会の中で当然の務めであるといった道徳的な信念にもとづく場合もあれば、将来的な人間関係や企業間の社会的な評判にマイナスの影響が出ないようにするための打算的な判断による場合もある。どちらにせよ、重要な点は、日本のコーポレートガバナンスに、「権利」と「義務」の体系とは違った規範が含まれているという事実である。

デジタル技術による変革と法の限界

これまで本書では、AIをはじめとするデジタル技術が社会に大きな変革をもたらし、法の体系に難しい問題を提起することを見てきた。第2章で説明したように、デジタル技術の発達により、モノの取引よりも無形のサービスの取引が大きな意味を持つようになっていく。形を持ったモノが存在していると、それを持つ人々の力が及ぶ範囲も明確になるから、モノがかかわる取引は、「権利」と「義務」の内容を明確に記述するという「法」の考え方がなじみやすい。これに対して、形のないサービスの取引に関しては、誰にどのような権利が成立するかが、不明確になりがちである。取引上は重要な点であっても、法的には、サービスの取引の「権利」「義務」の内容として記述できないということも考えられる。

第3章では、取引の主要な対象が財物からデータになるという変化を取り上げた。そして、データの収集は、しばしば機械的な通信の結果として行われるために、法的な主体の「権利」や「義務」によつてはとらえきれないということも指摘した。EUのように個人を「データ主体」と位置づける方法は、データの取引を「法」の論理によつて規律しようとする試みであるとも言える。それでも、家族内のプライバシーのように、そこからこぼれ落ちる問題が生じることを否定できない。

そして、第4章では、そもそも法や契約ではなく、個人の意思を介在しない技術的な「コード（AIキテック）」によつてルールが定められていくという状況を指摘した。それが、個人の自律的な意思という近代法のテーマと適合的でないことは、すでに本章の第1節で述べたが、こうしてみると、「契約からコードへ」という変化だけではなく、「物からサービスへ」「財物からデータへ」という変化も含めたすべての変化が、人間関係を「権利」と「義務」によつて表現しようとする「法」の体系との間に不整合をひき起こしつつあると言つてよい。AIが法

221

第6章 法の前提と限界

を変えようというよりも、近い将来にAIが法を超えてしまうのではないかとすら思われるのである。

AI時代のガバナンスと日本の役割

デジタル技術と「法」の体系が適合的ではないからといって、その状態をそのまま放置しておくわけにはいかない。第5章でも見たように、データと「コード」によつてプラットフォームが巨大な力を持つようになっており、個人の利益などはどこかに見失われてしまっている勢いである。他方で、デジタルの時代にも国家は警察力や軍事力を持ち、いざとなれば、巨大プラットフォームを含めて民間の活動に介入する。二つの大きな力のはざまで、人は、不安を抱いたまま立ちすくむことにもなりかねない。

そこで、「法」による規律の周囲にあつて、社会の仕組み自体を規律するガバナンスが重要になる。先にコーポレートガバナンスについて述べたが、ここでもガバナンスは、社会全体のガバナンスである。技術の開発がどれほど進んでも、その成果が社会に受け入れられなければ意味がない。さまざまな利害関係者（ステークホルダー）の立場に注意を払い、人々が新しい技術を受け入れやすい前提を作っていくというガバナンスの確立は、一見すると、時間がかかりスピードが遅いように見えるけれども、実は、技術の発展に対して大きなプラスの効果を持つのである。ヨーロッパ（EU）でも、「信頼されるAIのための倫理ガイドライン」という形で（第4章第1節）、法だけではなく「倫理」の規範を確立しようとしており、こうした方向は、世界的にも広がっている。

そのような中で、やや意外かもしれないが、日本が果たすべき役割は大きなものになる可能性がある。日本は、近代法を「サイズの合わない既製品」のように感じながら、それでも、近代法によつて規律される社会を理想として追求してきたという経験を持つているからである。「法」の存在がいまだに当たり前であつたヨーロッパ諸国とは違い、日本は、つねに法の体系と現実社会のズレを意識しながら、それを埋めようと努力してきた。日本企業のコーポレートガバナンスは、法的な権利や義務の周囲に実務や慣行、運用などを発達させることで、そうしたズレを埋めようとした結果であつたとも考えられる。そのような意味で、利害関係者や社会とのつながりを大切にする日本のコーポレートガバナンスがAIやデジタル技術の時代に適合的な面を持つているとすれば、AIと「法」の関係について自覚的に考え、「法」の限界を意識しつつAIのよりよいガバナンスを構築していくことは、日本にこそふさわしい役割であると言えるであろう。

222